

福県医発第1721号(地)

平成18年12月22日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 横 倉 義 武



有床診療所に関する医療法改正について

標記の件につきましては、他の改正部分も含め平成18年7月21日付福県医発第896号(地)にてお知らせいたしておりましたが、今般、有床診療所に関する部分について、日本医師会より別添のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

今回の有床診療所に関する医療法の改正の主な概要は、下記のとおりとなっております、明年1月1日より施行されますので、取り急ぎご連絡いたします。

つきましては、本件についてご了解いただくとともに、貴会会員に周知方よろしくお願いいたします。

記

【有床診療所の医療法改正について】

1. 診療所の療養病床以外の病床を「一般病床」とし、それを設置するときには、都道府県知事の許可が必要となること。
2. 診療所の一般病床に、基準病床を適用すること。
3. 48時間の入院期間制限を廃止するとともに、他の病院又は診療所との緊密な連携を確保しなければならないとしたこと。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽





(地Ⅰ140)

平成18年12月19日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 満



有床診療所に関する医療法改正について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今回医療法改正の内、有床診療所に関する部分が明年1月1日より施行されます。その改正内容につきましては、他の改正部分も含め、平成18年3月16日付（地Ⅰ218）、平成18年7月14日付（地Ⅰ60）及び平成18年8月4日付（地Ⅰ69）の文書をもって、ご連絡しているとおります。

今般、有床診療所関係分の施行を控え、改めてその概要につき別紙の通りご説明いたします。

有床診療所に関する主要改正部分は、48時間の入院期間制限の廃止と「一般病床」への基準病床数の適用であり、関係政省令のパブリック・コメント募集が過日厚生労働省より行われたところです。本会として、地域に身近な入院施設という有床診療所の特長を守るため基準病床数適用の弾力的運用を強く求めてきた結果、特例が認められることとなった経緯があります。貴会におかれましても、貴都道府県において弾力的運用が図られますようご尽力のほどお願いいたします。

本来でしたら、関係政省令・厚生労働省通知をお付けするところですが、施行期日が迫っておりますので、取り急ぎご連絡する次第です。

つきましては、貴会管下医療機関への周知につきご高配賜りますようお願いいたします。



有床診療所の医療法改正について

1. 診療所の療養病床以外の病床を「一般病床」とし、それを設置するときには、都道府県知事の許可が必要となること。

ただし、既設の病床はすでに許可を受けたものとみなされます。

なお、日本医師会の強い主張により、新規設置には、許可ではなく届出でよいとする特例が三点設けられております。具体的な内容は、厚生労働省通知により示される予定です。

- 1) 在宅医療の提供推進に必要な診療所として医療計画に記載される診療所
- 2) へき地に設置される診療所として医療計画に記載される診療所
- 3) 上記1)・2)の他、小児医療、周産期医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所として医療計画に記載される診療所

2. 診療所の一般病床に、基準病床を適用すること。

- ・病床過剰地域における有床診療所の新設や増床の際には、都道府県知事の勧告を受ける可能性があります(勧告を受けたにもかかわらず開設した場合には、保険医療機関の指定が拒否されることになります)。
- ・ただし、改正医療法においても、療養病床及び一般病床に係る基準病床数に関する標準は、「それぞれの病床の種別に応じ算定した数の合計数を基にした標準」です。そのため、診療所や病院が一般病床や療養病床を新設した後にその医療圏が病床過剰地域になった場合であっても、病床の種別の相互への変更の際して知事の勧告を受けることはありません。
- ・また、そもそも改正医療法では、知事の勧告制度は、診療所の病床の種別の変更には適用されません。

3. 48時間の入院期間制限を廃止するとともに、他の病院又は診療所との緊密な連携を確保しなければならないとしたこと。

他の病院又は診療所との連携確保について、政省令により具体的に定めることはありません。

病床過剰地域における有床診療所の増床・種別変更に対する知事の勧告

新医療法 第三十条の七（平成19年1月1日施行）

都道府県知事は、医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合には、病院若しくは診療所を開設しようとする者又は病院若しくは診療所の開設者若しくは管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、病院の開設若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更又は診療所の病床の設置若しくは診療所の病床数の増加に関して勧告することができる。

